船橋市物品調達等入札制度検討会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入札制度全般にわたる課題等を検討し、適切な契約事務の遂行を期 することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため船橋市物品調達等入札制度検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第3条 検討会は、次に掲げる項目をつかさどる。
 - (1) 入札・契約制度の改善に関すること。
 - (2) 入札・契約制度の適正な運用の推進に関すること。
 - (3) その他入札・契約制度に係わる必要事項に関すること。

(組織)

- 第4条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 企画財政部長
 - (2) 契約課長
 - (3) 健康政策課長
 - (4) 都市政策課長
 - (5) 教育総務課長
- 2 会長は、企画財政部長をもって充てる。

(職務)

- 第5条 検討会の会長は会務を総理する。
- 2 検討会の会長に事故あるとき、又は欠けるときは、契約課長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会は、必要のつど会長が招集する。
- 2 検討会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会の会長が、会議の運営に必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、委員として出席できる。
- 4 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、契約課において処理する。

附制

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。